

# 妊婦・母子支援連絡票の運用について（医療機関用）

## 1 目的

この事業は、本市における児童虐待の未然防止及び早期発見に資するため医療機関、保健センターによる妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目ない支援体制を構築し、一般的な子育て支援より手厚い支援を必要とする妊産婦や母子を早期に発見し支援することを目的とします。

<根拠>

- ・児童福祉法 第21条の10の5第1項
- ・要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」の一部改正について  
（平成30年7月20日付厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長、母子保健課長通知）
- ・個人情報の保護に関する法律 第18条及び第27条

## 2 対象者

一般的な子育て支援より手厚い支援を必要とする者

（児童福祉法第6条の3第5項に規定する要支援児童等に該当すると思われる者）

※児童虐待の防止等に関する法律第6条第1項又は児童福祉法第25条第1項の規定に基づく通告に該当する場合を除く。

## 3 連絡票の運用

### （1）市保健センターから医療機関への連絡

ア 母子健康手帳交付時や訪問等で、医療機関に情報提供を依頼する必要が生じたと判断した際には、様式1「妊婦情報提供依頼票」又は様式3「母子情報提供依頼票」により、医療機関へ支援連絡及び情報提供を依頼します。

イ 医療機関への情報提供依頼については、本人及び家族（以下、「本人等」という。）の同意が得られない場合でも、連絡する場合があります。

ウ 医療機関は、保健センターから情報提供依頼が送付された場合は、様式6を使用し、依頼内容についての返信を可能な範囲でお願いします。

エ 医療機関からの情報提供後に支援し、報告が必要となった場合には、随時、様式5又は電話にて連絡します。

### （2）医療機関から市保健センターへ連絡

ア 医療機関は、妊婦又は母子に対して行政の支援が必要であると思われる場合、本人等に市保健センターへの相談の勧奨や、医療機関から市保健センターへ連絡することの説明をし、可能な限り同意をとっていただくようお願いします。

イ 医療機関から市へ連絡することについて本人等の同意が得られた場合は、様式2「妊婦支援依頼票」又は様式4「母子支援依頼票」に記載後に送付、あるいは緊急時や必要時には電話で市保健センターあてに連絡をお願いします。なお、医療機関の既存の連絡様式がある場合

には、既存の様式での連絡でも構いません。

ウ 本人等の同意が得られない場合でも、児童虐待の未然防止等のため支援の必要がある場合には、市保健センターあてに連絡をお願いします。

エ 医療機関から連絡をいただいた方については、市保健センターより支援後に様式5にて報告します。

(3) 情報管理について

保健総合システムに必要な情報を入力することで管理します。

4 船橋市家庭児童相談室または児童相談所への通告について

虐待が疑われる場合は、上記によらず、船橋市家庭児童相談室または児童相談所へ通告する義務があります。その際の本人等の同意は不要です。

地域保健課母子保健係

住所：〒273-8506 船橋市北本町1-16-55 保健福祉センター2階

電話：047-409-3274

FAX：047-409-2914

※医療機関様からの連絡票については、上記の地域保健課母子保健係まで送付ください。なお、緊急時や必要時には電話連絡においては、下記表にございます『住所による担当保健センター一覧』をご覧ください、ご本人様の住所地の保健センターへご連絡ください。

住所による担当保健センター一覧

|   |            |      |          |          |           |         |          |          |
|---|------------|------|----------|----------|-----------|---------|----------|----------|
| あ | あさひちょう     | 旭町   | 中央保健センター | と        | とよとみちょう   | 豊富町     | 北部保健センター |          |
|   | あずまちょう     | 東町   |          | な        | なかのき      | 中野木     | 東部保健センター |          |
| い | いちば        | 市場   | 西部保健センター |          | なつみ       | 夏見      | 中央保健センター |          |
|   | いんない       | 印内   |          |          | なつみだい     | 夏見台     |          |          |
|   | いんないちょう    | 印内町  | 北部保健センター |          | なつみちょう    | 夏見町     | 東部保健センター |          |
| お | おおあなきた     | 大穴北  |          |          | ななばやしちょう  | 七林町     |          |          |
|   | おおあなちょう    | 大穴町  |          |          | ならしの      | 習志野     |          |          |
|   | おおあなみなみ    | 大穴南  |          |          | ならしのだい    | 習志野台    |          |          |
|   | おおじんぼうちょう  | 大神保町 | 西部保健センター | に        | にしうら      | 西浦      | 西部保健センター |          |
| か | かいじん       | 海神   |          |          | にしならしの    | 西習志野    | 東部保健センター |          |
|   | かいじんちょう    | 海神町  |          |          | にしふな      | 西船      | 西部保健センター |          |
|   | かいじんちょうにし  | 海神町西 |          |          | にのみや      | 二宮      | 東部保健センター |          |
|   | かいじんちょうひがし | 海神町東 |          |          | は         | はさまちょう  | 飯山満町     | 西部保健センター |
|   | かいじんちょうみなみ | 海神町南 |          |          | はまちょう     | 浜町      |          |          |
|   | かつしかちょう    | 葛飾町  |          | 中央保健センター | ひ         | ひがしなかやま | 東中山      | 中央保健センター |
|   | かなすぎ       | 金杉   |          |          |           | ひがしふなばし | 東船橋      |          |
|   | かなすぎだい     | 金杉台  | 北部保健センター |          | ひので       | 日の出     | 西部保健センター |          |
|   | かなすぎちょう    | 金杉町  |          |          | ふ         | ふじわら    |          | 藤原       |
|   | かねほりちょう    | 金堀町  | 西部保健センター |          | ふたごちょう    | 二子町     | 北部保健センター |          |
|   | かみやまちょう    | 上山町  |          | ふたわにし    | 二和西       |         |          |          |
| き | きたほんちょう    | 北本町  | 中央保健センター | ほ        | ほんごうちょう   | 本郷町     | 西部保健センター |          |
| ぎ | ぎょうだ       | 行田   |          |          | ほんちょう     | 本町      | 中央保健センター |          |
|   | ぎょうだちょう    | 行田町  | 北部保健センター | ま        | まえかいづかちょう | 前貝塚町    | 東部保健センター |          |
| く | くすがやまちょう   | 楠が山町 |          |          | まえばらにし    | 前原西     |          |          |
|   | くるまがたちょう   | 車方町  |          |          | まえばらひがし   | 前原東     |          |          |
| こ | こうやだい      | 高野台  |          | 西部保健センター |           | まごめちょう  | 馬込町      | 西部保健センター |
|   | こさく        | 古作   |          |          | まごめにし     | 馬込西     |          |          |
|   | こさくちょう     | 古作町  | 北部保健センター |          | まつがおか     | 松が丘     | 北部保健センター |          |
|   | このだちょう     | 小野田町 |          |          | まるやま      | 丸山      | 西部保健センター |          |
|   | こむろちょう     | 小室町  | 中央保健センター | み        | みさき       | 三咲      | 北部保健センター |          |
|   | こめがさきちょう   | 米ヶ崎町 | 西部保健センター |          | みさきちょう    | 三咲町     | 中央保健センター |          |
|   | こわがまちょう    | 古和釜町 |          | みどりだい    | 緑台        |         |          |          |
| さ | さかえちょう     | 栄町   | 北部保健センター |          | みなとちょう    | 湊町      | 西部保健センター |          |
|   | さきがおか      | 咲が丘  | 北部保健センター |          | みなみかいじん   | 南海神     |          |          |
| し | しおみちょう     | 潮見町  | 西部保健センター |          | みなみほんちょう  | 南本町     | 北部保健センター |          |
|   | しばやま       | 芝山   | 中央保健センター |          | みなみみさき    | 南三咲     |          |          |
|   | しんたかね      | 新高根  | 北部保健センター |          | みやぎだい     | みやぎ台    | 東部保健センター |          |
| じ | じんぼうちょう    | 神保町  |          |          | みやま       | 三山      | 中央保健センター |          |
| す | すずみちょう     | 鈴身町  | 中央保健センター | も        | もとなかやま    | 本中山     | 西部保健センター |          |
|   | するがだい      | 駿河台  | 西部保健センター | や        | やきがや      | 八木が谷    | 北部保健センター |          |
| た | たかせちょう     | 高瀬町  | 中央保健センター |          | やきがやちょう   | 八木が谷町   | 東部保健センター |          |
|   | たかねだい      | 高根台  | 中央保健センター |          | やくえんだい    | 薬円台     |          |          |
|   | たかねちょう     | 高根町  | 東部保健センター |          | やくえんだいちょう | 薬園台町    | 中央保健センター |          |
|   | たきだい       | 滝台   |          |          | やまて       | 山手      |          |          |
|   | たきだいちょう    | 滝台町  | 北部保健センター |          | やまのちょう    | 山野町     | 西部保健センター |          |
|   | たきのい       | 田喜野井 |          |          | わ         | わかまつ    |          | 若松       |
| つ | つぼいちょう     | 坪井町  | 西部保健センター |          |           |         |          |          |
|   | つぼいにし      | 坪井西  |          |          |           |         |          |          |
|   | つぼいひがし     | 坪井東  |          |          |           |         |          |          |

|          |                                      |                   |
|----------|--------------------------------------|-------------------|
| 中央保健センター | 電話:047-423-2111                      | ファクス:047-423-2334 |
|          | 〒273-8506 千葉県船橋市北本町1-16-55 保健福祉センター内 |                   |
| 東部保健センター | 電話:047-466-1383                      | ファクス:047-466-1385 |
|          | 〒274-0077 千葉県船橋市薬円台5-31-1 社会福祉会館内    |                   |
| 北部保健センター | 電話:047-449-7600                      | ファクス:047-449-7807 |
|          | 〒274-0812 千葉県船橋市三咲7-24-1 北部福祉会館内     |                   |
| 西部保健センター | 電話:047-302-2626                      | ファクス:047-335-8787 |
|          | 〒273-0033 千葉県船橋市本郷町457-1 西部消防保健センター内 |                   |

<参考>

児童福祉法（抄）

第6条の3第5項（略）～保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（第8項に規定する要保護児童に該当するものを除く。以下「要支援児童」という。）若しくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（以下「特定妊婦」という。）（以下「要支援児童等」という。）～（略）

第21条の10の5 病院、診療所、児童福祉施設、学校その他の児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関及び医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、要支援児童等と思われる者を把握したときは、当該者の情報をその所在地の市町村に提供するよう努めなければならない。

2 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による情報の提供をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第25条 要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。（以下、省略）

児童虐待の防止等に関する法律（抄）

第4条 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援（児童虐待を受けた後十八歳となった者に対する自立の支援を含む。第三項及び次条第二項において同じ。）並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互間又は関係地方公共団体相互間、市町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センター（次条第一項において単に「配偶者暴力相談支援センター」という。）、学校及び医療機関の間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。

第6条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

第13条の4 地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に関係する機関（地方公共団体の機関を除く。）並びに医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

#### 個人情報の保護に関する法律（抄）

（利用目的による制限）

第十八条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令（条例を含む。以下この章において同じ。）に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人情報を学術研究の用に供する目的（以下この章において「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

六 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

(第三者提供の制限)

第二十七条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

六 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）。

七 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。（以下、省略）

#### 子ども虐待対応の手引き

令和6年4月22日付こ支虐第207号 こども家庭庁支援局虐待防止対策課長（通知）

#### 第1章 子ども虐待の援助に関する基本的事項

#### 6. 守秘義務と情報提供について

##### (1) 児童相談所職員及び市区町村職員の守秘義務について

他の法律で(提供することが)定められていない場合に児童相談所職員又は市町村職員が第三者へ情報を提供することについては、[3]の要件（他人の正当な利益を保護することとの比較において、秘密を提供する方が重要である場合）を満たせば、違反とはならない。

#### 「児童虐待の防止等のための医療機関との連携強化に関する留意事項について」(略)

平成24年11月30日付雇児総発1130第2号、雇児母発1130第2号  
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知

#### 「要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」の一部改正について(略)

平成30年7月20日付子家発0720第4号、子母発0720第4号  
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長、母子保健課長通知